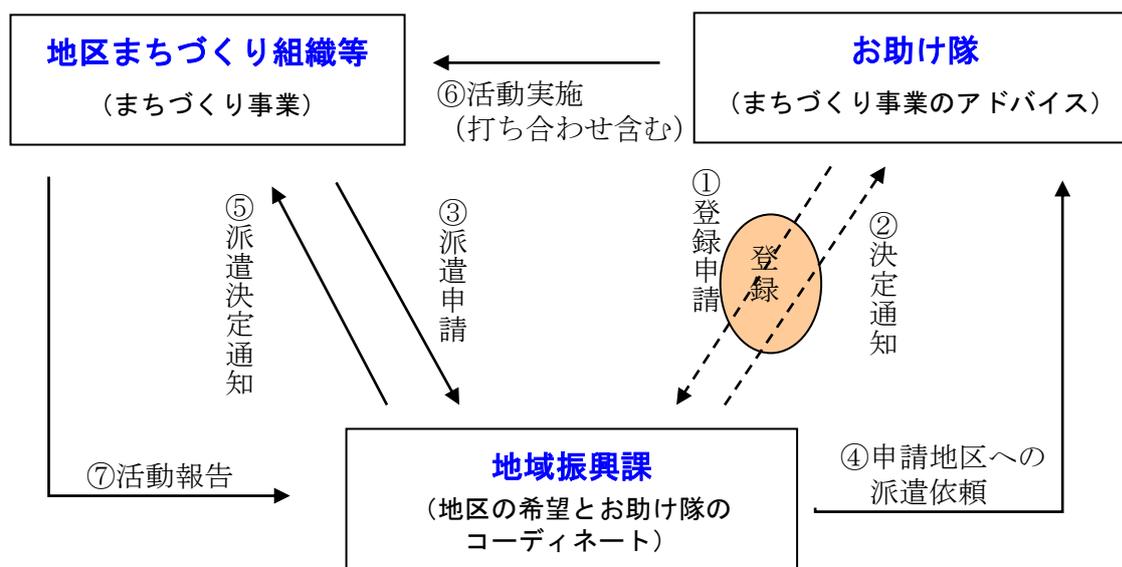


# まちづくりお助け隊派遣事業実施要領

## 【目的】

福井市の「地域の未来づくり推進事業」のまちづくりに関連した事業に対して助言等を行うアドバイザーをまちづくりお助け隊（以下「お助け隊」という。）として登録し、申請のあった地域のまちづくりを行う団体へ派遣することで、まちづくり事業を支援し、人づくり・ネットワークづくりを図ります。また、まちづくり事業の情報を共有することにより、課題の解決や、地区内及び地区同士の連携を促進します。

## 【事業の流れ】



## 【お助け隊の業務内容】

お助け隊は、下記の業務を行います。

- ① まちづくり事業の助言に関すること。
- ② まちづくり事業の情報提供に関すること。
- ③ その他、まちづくり事業の促進に関すること。

## 【手続き ①お助け隊の登録】

### 【登録要件】

次のいずれかに該当する方を登録します。

- ①まちづくり事業に関する活動を自ら実践し、その経験や工夫を助言できる方
- ②ワークショップなどによる市民意見集約手法などや市民活動に関する深い知識と経験を有する方
- ③その他、まちづくり事業に関係する分野において専門的な知識、経験及び能力を有すると認められる方

### 【登録方法】

まちづくりお助け隊登録申請書（様式第1号）【登録要件①の場合】もしくは、まちづくりお助け隊登録書（様式第2号）【登録要件②から③の場合】に、必要事項を記入の上、地域振興課へ提出してください。

※ お助け隊の登録は、随時受付けています。

※ お助け隊登録の有効期間は、登録した日から2年を経過した日以降最初の3月31日までです。

### 【派遣費用】

登録要件により、お助け隊に下表のとおり支払います。

登録要件	報償費
①まちづくり事業に関する活動を自ら実践し、その経験や工夫を助言できる方（※地区まちづくり組織等関係者の方）	5,000円/回
②ワークショップなどによる市民意見集約手法などや市民活動に関する深い知識と経験を有する方（※ファシリテーターができる方）	8,000円/回
③その他、まちづくり事業に関係する分野において専門的な知識、経験及び能力を有すると認められる方（※大学教授など学識経験者）	10,000円/回

（源泉徴収させていただきます）

※お助け隊が派遣日までに、事業の実施上必要な打合せ等をまちづくり組織と行う場合は、報償費の半額を出席回数に応じて支払うものとする。

## 【手続き方法 ②お助け隊派遣依頼】

### 【派遣申請】

まちづくりお助け隊派遣申請書（様式第5号）を、派遣希望日のおおむね1か月前までに地域振興課へ提出してください。

※ お助け隊の派遣回数は、1地区につき年6回を限度とします。

### 【お助け隊の決定】

提出された申請書をもとに、登録されたお助け隊から派遣するお助け隊を決定します。

## 【お助け隊の派遣】

派遣するお助け隊が決定したら、活動を実施します。

≪活動実施の一例≫

例1	講師によるまちづくり講演
例2	ワークショップによる住民意見の集約
例3	具体的なまちづくり手法についてのアドバイス

## 【完了報告】

活動終了後、申請地区はまちづくりお助け隊活動報告書（様式第8号）を作成し、地域振興課へ提出してください。

## 【お問合せ先】

総務部 未来づくり推進局 地域振興課（市役所 本館3階）

〈電話〉 0776-20-5230 〈FAX〉 0776-20-5733

〈E-mail〉 c-shinkou@city.fukui.lg.jp